

協定締結による国民参加の森林づくり

【仕組の概要】

国有林で、植樹、下草刈、歩道の整備などの森林づくり活動や体験活動を行うことができる制度です。森林づくり活動の目的に応じて6つのメニューがあります。

【活動の実施主体】

森林づくり活動を行う民間団体や地方公共団体などです。民間団体の場合は、団体の目的、運営の規約があることなどを条件としています。森林づくり活動のメニューによっては、地方公共団体を含む協議会を設置していただく場合もあります。

【協定の締結】

活動にあたっては、実施主体と森林管理署長との間において、森林づくり活動を計画的に実施していくための協定を締結していただきます。協定は5年以内の期間で締結していただきますが、その後も活動の継続を希望される場合は更新が可能です。なお、この協定では、実施主体は、協定対象森林における立木竹の所有権などを有しないこととなっています。

森林づくり活動の種類

【ふれあいの森】

森林をフィールドとしたボランティア活動に参加したいというニーズに応えるため、ボランティア団体等による自主的な森林づくり活動のためのフィールド

【社会貢献の森】

地球温暖化防止など地球環境保全への関心が高まっている中、企業の社会的責任(CSR)活動などを目的とした森林整備活動の場としてのフィールド

【多様な活動の森】

林野巡視、歩道の草刈、自然観察、美化活動などの森林の保全活動を行うためのフィールド

【木の文化を支える森】

歴史的な木造建造物や伝統工芸などの「木の文化」を後世に継承していくための森林づくり活動を行うためのフィールド地方公共団体などで構成される地域の協議会による植樹祭や下草刈などの活動が行われています。

【遊々の森】

学校などの教育機関が、さまざまな体験活動や学習活動を行うためのフィールド森林の利用を通じた子どもたちの人格形成や、幅広い知識の習得を行う森林環境教育の場として利用いただけます。



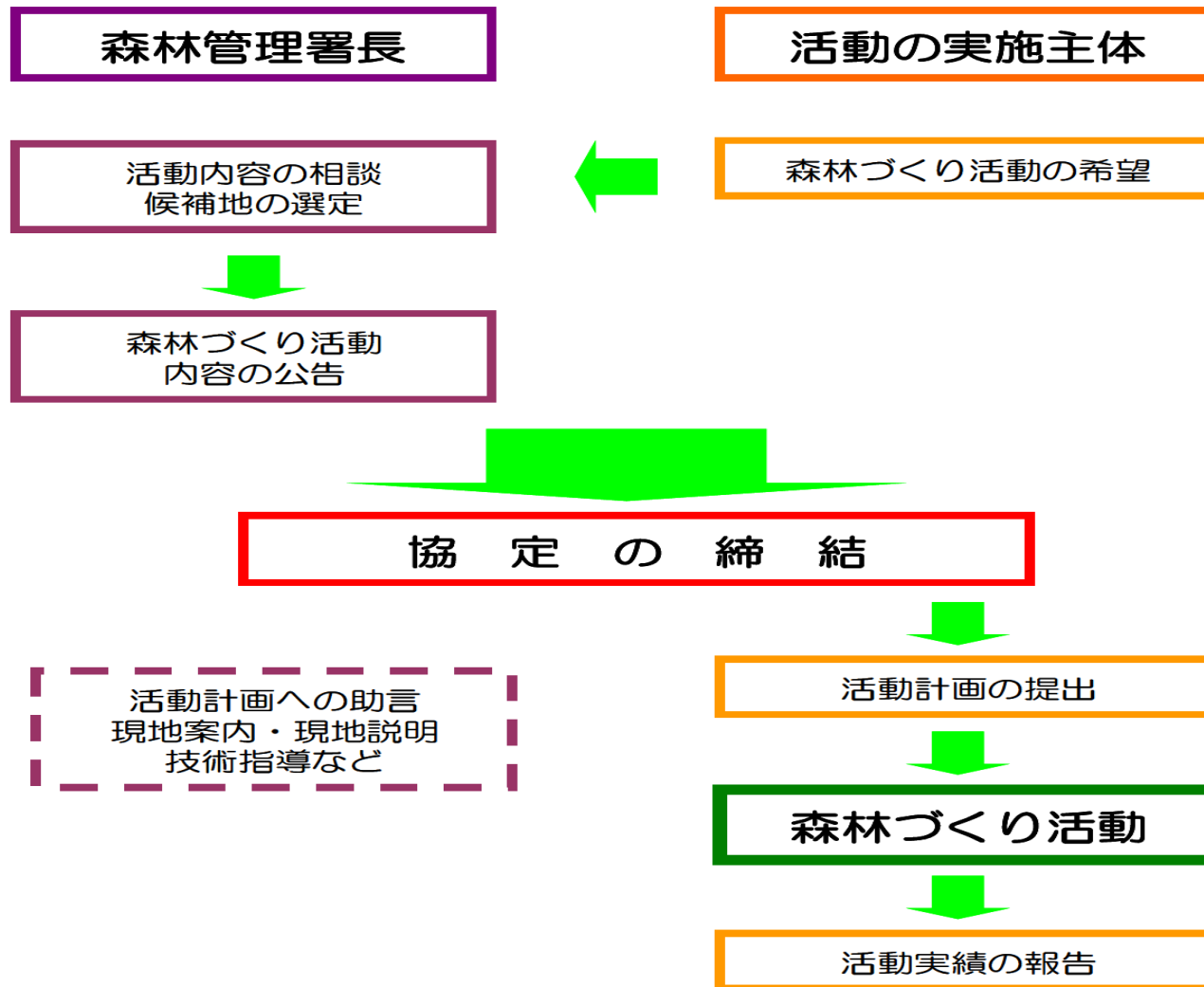
遊々の森（えひめ学生遊々の森）での林業体験
（愛媛森林管理署）

【モデルプロジェクトの森】

地域や森林の特色を活かした効果的な森林管理を実施すべき地域において、地域住民や参加・協力する民間団体等の中で合意形成を図りながら協働して実施する森林づくり活動を行うためのフィールド

【森林づくり活動までの流れ】

森林づくり活動を行う場合の主な流れは、以下のとおりとなっています。



※ 森林づくり活動を希望される方、ご質問のある方は、
最寄りの森林管理局、森林管理署にお問い合わせ下さい。